

# 第 2 次 発展・強化計画

～ 市民参加による地域福祉活動  
の支援と推進を目指して ～

計画期間：平成27～30年度

社会福祉法人  
茅ヶ崎市社会福祉協議会

平成27年3月

## 市民参加による地域福祉活動の支援と推進を目指して

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、昨年2月で社会福祉法人として35年が経過しました。

その間、社会福祉法人として、社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、茅ヶ崎市の地域福祉の推進に努めるとともに、地域の福祉課題や制度のはざまにある課題につきましても、地域住民の皆さまをはじめ、関係機関・組織・団体との協働により解決に取り組んでまいりました。

しかし、急速な少子高齢化の進展や福祉制度の頻繁な改正を背景に福祉課題はますます複雑多岐化しており、市社協の業務量も年々増加しております。一方、市の行財政改革の一環としての外郭団体の見直しが進められる中、補助金の増額や職員の増員は難しい状況にあります。このような中、事業における効果的・効率的な取り組みをより一層進めるとともに、さらなる社協職員の資質の向上を目指すことが重要であります。

昨年、平成26年度には厚生労働省より「社会福祉法人制度の在り方について」が示され、自主的な経営基盤の強化、福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保等などが示され、社会福祉法人の役割への期待も高まっております。

これらを踏まえ、経営理念・経営ビジョンは前期計画と同様とした「第2次茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定いたしました。そして本計画では前期からの課題や新たな課題を踏まえた共通課題とその解決にむけた取り組みを明らかにいたしました。

さらには、平成27年度からスタートいたします市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体化した「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」の実効性を担保するため、市社協の経営戦略計画として策定したものであります。

最後に、本計画策定にあたりましては、本会理事・評議員及び行政職員の計12名で構成する発展・強化計画推進委員会で熱心な御審議いただき策定に至りました。

策定委員会委員の皆様には、貴重な御意見や御提言をいただき、心より感謝申し上げますとともに、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会  
会長 熊澤克躬

## 茅ヶ崎市社会福祉協議会 発展・強化計画 目次

市民参加による地域福祉活動の支援と推進を目指して

	ページ
はじめに	
計画策定の趣旨 .....	1
計画の位置づけ .....	1
計画期間 .....	1
発展・強化計画の体系 .....	2
1 市社協の使命 .....	4
2 経営理念 .....	4
3 市社協が目指す基本方向（ビジョン） .....	4
4 部門別の主な事業と課題 .....	5
5 共通課題と解決に向けた取り組み .....	8
(1) 市社協の使命を共有し地域課題に包括的に取り組むための 職員体制の強化	
(2) 安定した地域支援を行うための基盤強化に向けた会員組織 強化と自主財源の確保	
(3) 効果的・効率的な事業を展開するための事業評価制度の検討 ・実施	
6 実施スケジュール .....	10
7 資料編 .....	12
前期計画の振り返り .....	13
茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会設置要綱 .....	19
茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会委員名簿 .....	21

## はじめに

### 計画策定の趣旨

茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「市社協」）では、「市民参加による地域福祉活動の支援と推進」をめざして、積極的な事業展開を行っているところです。

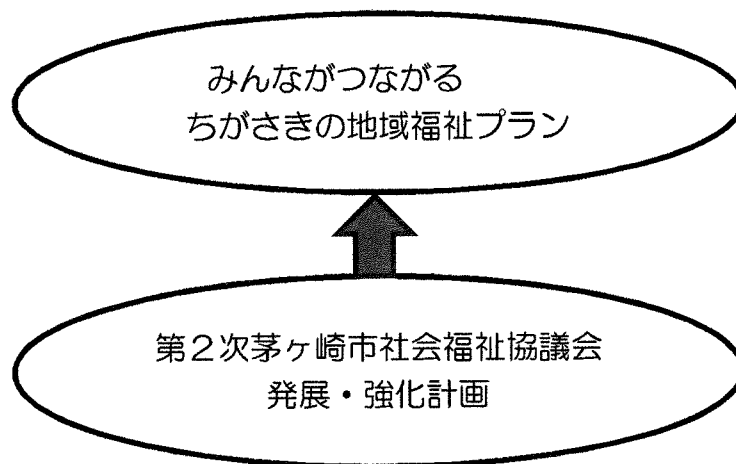
近年、社会福祉法人制度の見直し、障害者総合支援法、介護保険制度、生活困窮者自立支援法等の社会福祉に関する制度改正が行われております。

こうした中で、茅ヶ崎市における福祉の中核団体としての市社協を取り巻く環境も変化しています。平成27年度からの「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」（第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画）の策定を受けて地域の福祉課題や制度のはざ間にある個別課題の解決に向け、行政をはじめ地域の関係機関・組織・団体と連携し、地域におけるコミュニティの確立に向けた取り組みが重要となっています。

本計画では、前計画の経営ビジョンを踏襲した上で、経営課題を明らかにし、その解決に向けた事業・組織体制等に関する具体的な取り組みを明示するものです。

### 計画の位置づけ

この計画は、平成26年度に茅ヶ崎市地域福祉計画と茅ヶ崎市地域福祉活動計画を一体的に策定した「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」（計画期間：平成27年度から平成32年度まで）の実効性を担保するため、市社協の経営戦略計画として策定したものです。

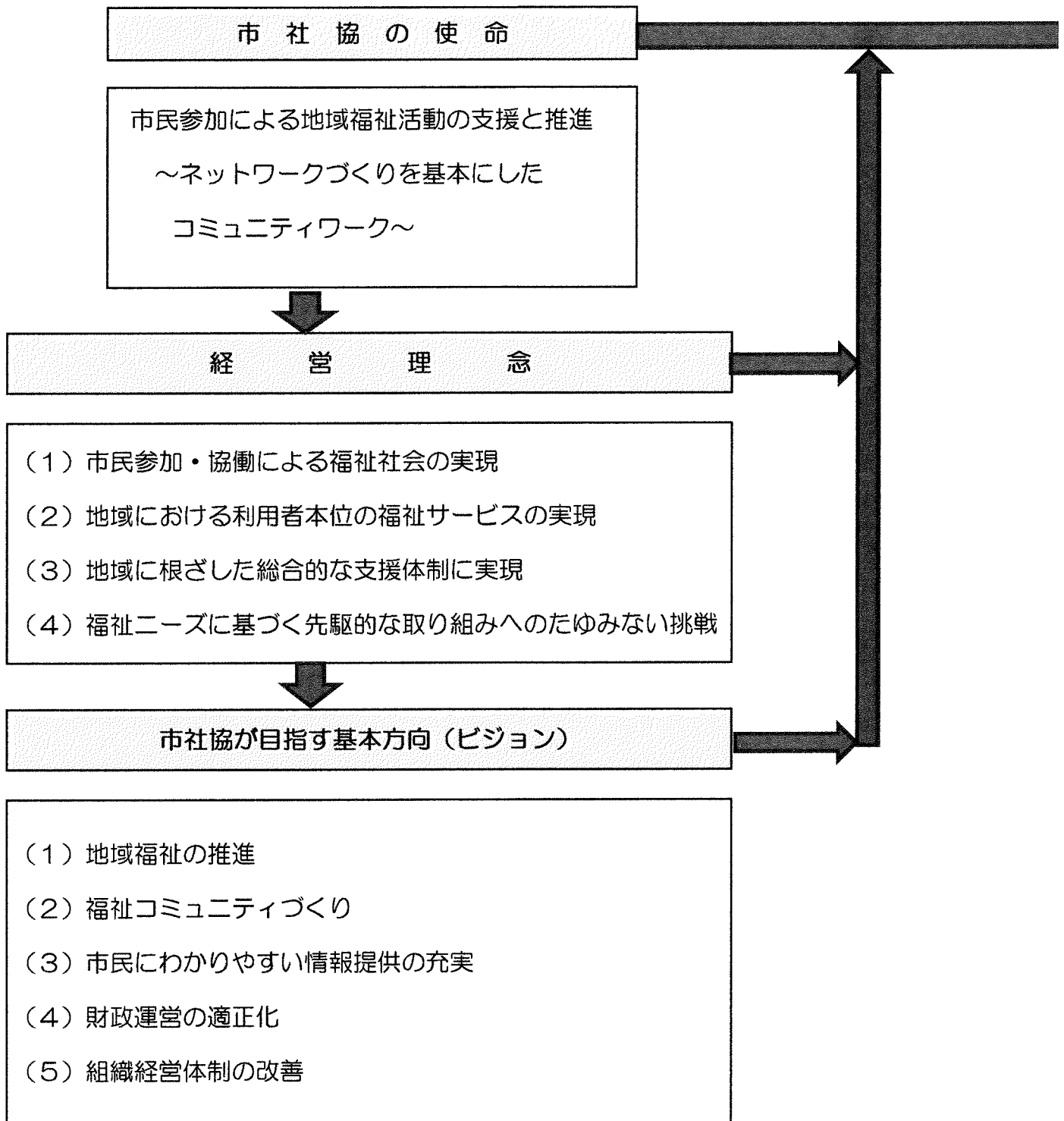


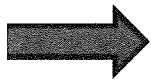
### 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

（平成25年度の外郭団体見直し基本方針の目標年度に合わせる）

# 発展・強化計画の体系





部 門 別 課 題

部 門	課 題
(1) 相談・福祉サービス利用支援部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談事案の共有化と課題分析</li> <li>② 地域課題解決に向けた職員のスキルアップ</li> </ul>
(2) 地域福祉活動推進部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域づくりにおける他の会議体との地域内連携</li> <li>② 地域内におけるボランティアの人財発掘</li> <li>③ はざ間の課題に対する支援体制の強化</li> </ul>
(3) 在宅福祉サービス部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供におけるリスク管理の強化</li> <li>② 安定したサービス提供のための人材確保及びスキルアップ</li> </ul>
(4) 法人運営部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市社協の活動への参加呼びかけと幅広い層の会員獲得</li> <li>② 事業評価制度導入</li> <li>③ 職員研修による人材育成</li> <li>④ 各事業におけるコスト削減と自主財源確保</li> </ul>



共 通 課 題 と 解 決 に 向 け た 取 り 組 み

- (1) 市社協の使命を共有し地域課題に包括的に取り組むための職員体制の強化
  - ① 市社協職員としての視点についての内部研修の実施
  - ② 職員間の事例検討の実施による地域課題の共有化と地域活動への呼びかけ
  - ③ 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」推進に向けた計画的な職員採用と適正配置による組織強化
  - ④ 非常時における職員体制の整備
- (2) 安定した地域支援を行うための基盤強化に向けた会員組織強化と自主財源の確保
  - ① 会員及び役員の社協事業への参加理解・促進
  - ② 会員制度の再検討
  - ③ 共同募金運動の強化
  - ④ 新たな財源確保に向けた検討
- (3) 効果的・効率的な事業を展開するための事業評価制度の検討・実施
  - ① 事業評価のあり方、方法の検討・実施

## 1 市社協の使命

市社協の使命は、『市民参加による地域福祉活動の支援と推進（＝ネットワークづくりを基本にしたコミュニティワーク）』とします。

全国社会福祉協議会の市区町村社協経営指針（平成17年3月）では、市区町村社協の使命は「地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進すること」としていますが、市社協の使命はより具体的なものとし、前期計画と同様にします。

## 2 経営理念

市社協の使命を達成するための経営理念は、前期計画と同様にします。

- (1) 市民参加・協働による福祉社会の実現
- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

## 3 市社協が目指す基本方向（ビジョン）

市社協の使命・経営理念を達成する基本的な方向性を、前期計画と同様にします。

### (1) 地域福祉の推進

「私たちは、一人ひとりを尊重し、いきいきと心豊かに暮らせるまちをつくります」という地域福祉活動計画の理念のもと、各種施策を展開します。

### (2) 福祉コミュニティづくり

地区社協はもとより、ボランティア・NPO・社会福祉法人等、様々な活動主体との連携・協働を図ります。

### (3) 市民にわかりやすい情報提供の充実

透明性の高い経営観点から、個人情報保護に十分に配慮し、経営・事業情報などを市民に分かりやすく提供します。

### (4) 財政運営の適正化

効率的な事業実施の推進と事務事業の見直し・点検による事業費の抑制を図るとともに、適正な資金運用を行います。

### (5) 組織経営体制の改善

業務の迅速化・効率化、業務体制の再編など現状にとらわれず、効率よく市民ニーズに対応できる組織に改編します。

#### 4 部門別の主な事業と課題

##### 1 相談・福祉サービス利用支援部門

高齢者や障害者等を支援することを目的に総合相談や手続代行、情報提供等の業務を通じ権利擁護に努め、福祉サービスの利用援助及び資金貸付を行い生活支援の促進を図る部門です。

事業名	事業名 (小区分)
福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付 小口生活資金貸付
あんしんセンター事業	日常生活自立支援事業 法人後見事業
障害者生活支援センター事業	相談支援事業 自発的活動支援事業 指定相談支援事業
課題	(1) 相談事案の共有化と課題分析  (2) 地域課題解決に向けた職員のスキルアップ

##### 2 地域福祉活動推進部門

地域におけるさまざまな福祉の課題を調査・分析し、地域住民やボランティア、各種団体・機関と協働連携して、解決にむけた取り組みを組織的・計画的に推進し、必要に応じて地域福祉型福祉サービスを創造する部門です。

事業名	事業名 (小区分)
ボランティアセンター事業	ボランティアセンター運営 ボランティア講座 福祉教育・出前講座 ボランティア企画・広報



地域福祉活動支援事業	地区ボランティアセンター支援事業 地区における担い手発掘・育成 コーディネーター配置事業
育成支援事業	各種団体への助成
法外援護事業	災害援護事業 要援護者支援事業
課題	(1) 地域づくりにおける他の会議体との地域内連携 (2) 地域内におけるボランティアの人財発掘 (3) はざ間の課題に対する支援体制の強化

### 3 在宅福祉サービス部門

障害者総合支援法による事業展開のほか行政からの受託による福祉サービスなどを、法令や契約に基づき運営する部門です。

事業名	事業名 (小区分)
障害者ホームヘルプ事業	居宅介護事業 同行援護事業 移動支援事業
ハンディキャブ運行事業	ハンディキャブ運行事業 福祉有償運送事業
給食サービス事業	給食サービス利用者安否確認
課題	(1) サービス提供におけるリスク管理の強化 (2) 安定したサービス提供のための人材確保及びスキルアップ

#### 4 法人運営部門

市社協が法人としての使命を果たし、市民ニーズにあった事業の展開をしていくために、その基盤となる法人・事務局を適正に運営する部門です。

事業名	事業名(小区分)
事務局運営事業	会員・役員に関する組織運営 人事・労務管理 財務管理 共同募金事業 災害ボランティアセンター運営 基金管理 広報事業 福祉大会事業 総合企画委員会
調査研究事業	地域福祉活動計画推進委員会
課題	(1)市社協の活動への参加呼びかけと幅広い層の会員獲得 (2)事業評価制度の導入 (3)職員研修による人材育成 (4)各事業におけるコスト削減と自主財源確保

## 5 共通課題と解決に向けた取り組み

### (1) 市社協の使命を共有し地域課題に取り組むための職員体制の強化

#### ① 市社協職員としての視点についての内部研修の実施

市社協の使命に基づいた事業遂行にあたり、職員全員が共通の視点を持つ必要があります。そのために市社協の事業体系や福祉領域における制度改革等を内容とした内部研修を研修計画に位置付け、定期的実施に取り組みます。

#### ② 職員間の事例検討の実施による地域課題の共有化と地域活動への結びつけ

個別支援、地域支援における「相談事業集約データベース」を基に職員間で課題の共有化を図り、共有した課題に対する支援策を検討し、地域と共に課題解決に取り組みます。

#### ③ 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」推進に向けた計画的な職員採用と適正配置による組織強化

計画（平成27年度～32年度）において重点的な取り組みに位置付けられた「コーディネーター配置事業」の推進と地域コミュニティ確立に向け、行政と協議しながら職員採用と適正配置に取り組むとともに、現在の「班制度」の見直し検討に取り組みます。

#### ④ 非常時における職員体制の整備

非常時における連絡・参集・配備・利用者の安否確認等についてのマニュアルを見直し、定期的な訓練を実施します。また、大規模災害における市との協定書を基に「災害時対応マニュアル」の見直しに取り組みます。

### (2) 安定した地域支援を行うための基盤強化に向けた会員組織強化と自主財源の確保

#### ① 会員及び役員の社協事業への参加・理解促進

平成26年度に実施した会員アンケートの結果を踏まえ、会員参加イベントや福祉教育に関する講座の開催と参加呼びかけを行うとともに、役員の積極的な事業参画を促す研修実施に取り組みます。

② 会員制度の再検討

平成17年度の会員制度についての検討委員会開催から10年が経過した中で、社協を取り巻く社会環境の変化を鑑み、再度検討委員会を立ち上げ新たな会員制度に向けた検討・実施に取り組みます。

③ 共同募金運動の強化

地域福祉の貴重な財源である共同募金の趣旨及び用途を周知徹底し、社協ちがさき、ホームページ、出前講座等あらゆる機会をとらえて呼びかけに取り組みます。

④ 新たな財源確保に向けた検討

社協における主な自主財源である社会福祉基金の運用益、障害者ホームヘルプ事業の収益、赤い羽根共同募金の社協への配分金及び寄附金の確保やコスト削減に継続して取り組むとともに、新たな財源確保に向けて、財源確保検討プロジェクトチームの設置に取り組みます。

(3) 効果的・効率的な事業を展開するための事業評価制度の検討・実施

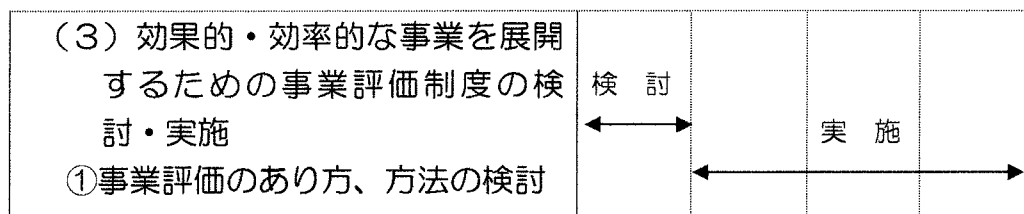
① 事業評価のあり方、方法の検討

各事業目標の管理を目的とした事業評価を行うため、目標・達成度・効果・方向性等の事業棚卸を実施し、棚卸シートを基に事業評価する制度について検討・実施に取り組みます。

## 6 実施スケジュール

### 共通課題の解決に向けた取り組み

項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
(1) 市社協の使命を共有し地域課題 に取り組むための職員体制の 強化	研修計画策定			
	← 実 施 →			
①社協職員としての視点について の内部研修の実施	← 実 施 →			
②職員間の事例検討の実施による 地域課題の共有化と地域活動へ の結びつけ	← 実 施 →			
③「みんながつながる ちがさきの 地域福祉プラン」推進に向けた 計画的な職員採用と適正配置に よる組織強化	← 実 施 →			
④非常時における職員体制の整 備	マニュアル見直し			
	← 訓練実施 →			
(2) 安定した地域支援を行うため の基盤強化に向けた会員組織 強化と自主財源の確保	← 実 施 →			
①会員及び役員の社協事業への参 加・理解促進	← 実 施 →			
②会員制度の再検討	検 討			
	← 実 施 →			
③共同募金運動の強化	← 実 施 →			
④新たな財源確保に向けた検討	プロジェクト設置			
	← 実 施 →			



## 資 料 編

- (1) 前期計画の振り返り
- (2) 茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会設置要綱
- (3) 茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会委員名簿

茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画（平成22～26年度）  
の取り組み状況について

I 今後中心となる事業部門のもとでの新たな取り組み

1 福祉サービス利用支援部門

取り組みのねらい

個別ニーズや把握された課題について地域へフィードバックし、課題解決活動に結び付けていくという道すじを整備するため、相談事案を集約できる様式・データベースの作成等を行います。また、新たに地区担当職員によるミーティングや事務局内ミーティングの実施、事例検討・スーパーバイズ体制の整備など、市社協内部の相談調整・課題分析の仕組みをつくります。

- ① 市社協内部の相談調整・課題分析の仕組みづくり
- ② 把握した個別ニーズや課題の地域課題解決活動への結びつけ

(1) 計画期間内の主な取り組み

- ア H22年度～ 相談記録表（エクセル形式）を試行的に作成し、イントラ内に設置し入力開始。
- イ H24年度末～ 社内コミュニケーションソフトの日報システムを加工し、相談記録の共有化を検討。
- ウ H25年度末～ 日報システムによる相談内容の確認。
- エ H26年度～ 職員会議内で事例検討ミーティングを実施。

(2) 実績・成果

- ア 相談共有のベースができた。
- イ ケースに応じて市社協で把握したケースを地区につないでいる。

(3) 課題・方向性

- ア 日報システムを加工して使用しているが、入力のしづらさから十分に徹底されていない点がある。この解消のために、入力の徹底とあわせて、内容の改良を進めていく必要がある。
- イ 事例検討ミーティングが実施されていないため、把握した課題をどのように地域につなげていくかという点についての共通理解が図られていないため、まずは、事例検討ミーティングにより、ケースの積み上げを行う必要がある。



- ウ 引き続き、各事業部門の対象者と地域の関係を視野に入れてケース対応を進める。
- エ コーディネーター事業による地区支援ネットワーク会議のほか、生活困窮者自立支援事業、地域包括ケアシステム、まちぢから協議会、豊かな長寿社会に向けたまちづくり等、今後地域関係団体との会議体がさらに増えることが予想される。それぞれの会議に向けた課題の整理も必要である。

## 2 地域福祉活動推進部門

### (1) 計画期間内の主な取り組み

- ア 第2期地域福祉計画のコーディネーター配置モデル事業  
コーディネーター配置事業のモデル事業に取り組み、相談を基盤とした地域づくりを進めます。
- イ つなぎ支援の体制づくり  
支援調整の中で緊急対応を要する場合に備え、市社協としての一時的な支援体制をつくります。
- ウ 地区ボランティアセンター連絡会の設置  
地区ボランティアセンターのあり方について共通認識を持ち、連携を図ります。
- エ 市社協ボランティアセンター、ボランティア連絡会、地区ボランティアセンターの連携・推進  
ボランティアが協力して課題解決を図り、より良い支援を行うため連携体制を作ります。
- オ 市民意見投稿コーナーの設置  
市社協の事業・運営等に市民からの意見をいただくコーナーを設けます。
- カ 学校だけでなく 地域や企業を対象にした福祉教育の推進  
学校だけでなく、幅広い層に向けた福祉教育を推進します。
- キ 災害ボランティアセンターのガイド役ボランティア養成講座の開催  
市民を対象に、地域に精通するガイド役となるボランティアの養成を図ります。

### (2) 実績・成果

- ア 平成25年度でモデル期間を終え、平成26年1月に最終報告書をまとめ、報告会を開催しました。モデル2地区では、地区支援チ

ームを中心に継続的なつながりが確保され、課題共有が進みました。市社協の地区担当職員は、個別相談とそのニーズに基づくネットワーク構築の視点での地域へのかかわりについて、認識を深めることができました。

イ 体制づくりの入り口として、職員会議を活用しての相談事例等の共有に取り組み始めました。

ウ 平成24年度、12地区にボランティアセンターが整い、「地区ボランティアセンター連絡会」を設置しました。地区間だけでなく市社協とも課題・情報共有の体制ができました。また、今後は、茅ヶ崎ボランティア連絡会など他団体との連携も想定しています。

エ 市社協ホームページから、メールで問い合わせを受けられるよう設定しました。また、事務所フロアのエレベーターホールには、ご意見箱を設置しました。

オ 学校以外の地域団体等に向けては、地区社協・地区ボランティアセンターを中心に、実際の体験実施による周知を図りました。体験から、地区の研修等で活用されることも少しずつですが増えてきています。

### (3) 課題・方向性

ア 改めて個別相談をもとにした地域づくりの視点を局内地区担当で共有・確認し、地域を支援する力を高めていく必要があります。

イ 「緊急対応とつなぎ（有期）対応を分けて検討すべき」との意見もあり、局内での共有から、解決が難しい事例を糸口に必要な支援のあり方について検討を進めます。

ウ 連絡会で地区の現状と課題把握を進め、制度動向等も見ながら市社協としての支援体制等を引き続き検討する必要があります。また、連絡会をボランティア間の連携と、共通課題への取り組み場面としても活用していきます。

エ 苦情や問い合わせの窓口整備だけでなく、「住民の意見をいかに積極的に社協運営に活かすか」との視点からの検討が必要です。

オ 学校の授業枠での対応は限られた場面となるため、その他の機会を活用した若年層へ福祉教育の場面開拓と、幅広い層に福祉教育を浸透する手法については、引き続き考えていく必要があります。また、企業等への福祉理解を進めるためにも、働きかけを継続します。

カ 目標設定以後、ガイド役のボランティア育成には取り組めていません。この間に実施されてきた訓練等を振り返り、ガイド役のボラン

ティア育成の必要性自体の検討が求められます。また、局内での災害時体制整備を含む他の災害対策等とも照らし、優先度の高い事案から速やかに対応を考える必要があります。

## II 法人・事務局運営の改善目標

### 1 会員・役員体制

#### (1) 計画期間内の主な取り組み

##### ア 会員組織

- (ア) 新設法人に会員加入呼びかけ
- (イ) 会員との協働事業を検討
- (ウ) 会員団体・企業への福祉教育プログラム等による講師派遣
- (エ) 地区社協を通じた住民への市社協活動への参加呼びかけ

##### イ 役員組織

- (ア) 役員と事務局の意見交換する場の設置
- (イ) 役員研修の充実
- (ウ) 苦情解決第三者委員の設置

#### (2) 実績・成果

##### ア 会員組織

- (ア) 新設の社会福祉法人やNPO法人を把握し、正会員加入への呼びかけを行いました。

商工会議所へ加入し、法人への新規加入呼びかけを行いました。広報紙の有料広告の会員割引制度を実施し、2社が賛助会員として新規加入しました。

- (イ) 会員の理解、協力の推進をはかるため、社協広報紙の会員への配布・社会福祉大会の会員への案内送付・社会福祉大会での永年会員表彰・会費納入依頼時の社協事業概要送付を継続して実施しています。社協事業概要送付については、福祉教育プログラムの周知もあわせて行っています。

また、会員との協働事業について検討するため、アンケートを実施しました。

##### イ 役員組織

- (ア) 理事会・評議員会にて、地域福祉活動計画の推進状況等について説明を行っています。
- (イ) 湘南ブロック社協連絡協議会の役員研修に継続して参加してい

ます。

(ウ) 苦情解決第三者委員を設置しました。

(3) 課題・方向性

ア より幅広い層の会員を獲得するため、会員制度について再検討する必要があります。

イ 役員研修の充実については、会員との協働事業や福祉教育プログラムの周知と合わせて実施していく必要があります。

2 人事・労務管理

(1) 計画期間内の主な取り組み

ア 中長期的な職員採用計画についての市行政との検討

イ 職員育成を視野に入れた職員配置

ウ 業務量等を考慮した業務分担

エ 異動希望・業務提案の聴取

オ 班長会議、班ミーティングの実施

カ 内部研修の実施

キ スーパーバイザー設置の検討

ク 人事評価制度導入の検討

(2) 実績・成果

ア 介護予防事業（転倒予防教室）受託事業の将来像及び権利擁護事業（あんしんセンター）の充実・強化を見据えた職員体制の見直しと有資格職員（有期雇用）の採用。

イ 正規職員退職に際し、正規職員の年齢構成を考慮した採用活動の実施。

ウ 職員の能力開発を目的に一部ジョブローテーションの実施。

エ 職員の育成・資質向上のための業務意向調査（ヒアリング）の実施、業務内容等の確認と業務分担計画への班長参画。

オ 班機能の活性化と職場内コミュニケーションの充実、情報の共有化のため、班長会議の定期的開催と班ミーティングの実施。

カ 担当者不在時の代行や全事業の概要把握のため、事業担当職員による業務説明会の開催。

キ 職員共通窓口マニュアルの改訂による窓口対応の標準化・共通化・質の向上。

(3) 課題・方向性

- ア スーパーバイザー設置に向けた検討。(次期計画にて継続検討)
- イ 人事評価制度導入の検討。(次期計画にて継続検討)

3 財源・拠点確保

(1) 計画期間内の主な取り組み

- ア コスト削減。
- イ 社会福祉基金と障害者ホームヘルプ事業の安定した自主財源確保。
- ウ 人件費活用可能な財源の研究と自主財源確保に向けた検討。
- エ 市社協活動の事業展開や市民の福祉活動の活発化を目的とした、複合施設の市行政との検討。

(2) 実績・成果

- ア コスト削減については、郵送料を郵便局の特約ゆうメールの契約により、定形は68円、定形外は80円で送付することが可能になり、通常で送付するよりも年間15万円程度削減できた。自動車保険は10台一括のフリート契約をすることによって、34万円程度の削減ができた。また、物品購入についても契約により、通常価格の1割引となっている。事業での削減については、マッサージ治療券を1,000円券6枚交付から4枚交付に減らした。
- イ 社会福祉基金については低下する金利の中、10年の神奈川県債から20年の国債に変更することで1.7%の利率を確保することができた。障害者ホームヘルプ事業については利用者へのサービス向上が安定した運営につながるので、平成25年度には初めて視察研修い研修の充実をしヘルパーの資質向上に努めた。
- ウ 拠点については地区ボラセンの27年度からの公共施設移転に際し速やかに地区活動が行えるように地区担当職員が調整を行った。

(3) 課題・方向性

- ア コストの削減については、様々の事を取り入れてきたが、人件費に活用可能な財源の研究については十分な成果を出すことが出来なかった。書籍の販売、講師としての活動や自動販売機の設置など案はあったが、実行に至らなかった。他市の先進的事例にならう必要がある。

## 茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置・運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画（以下「計画」という。）を推進するため、茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会を設置する。

### (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の具体的な実施方法に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他、茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長が必要と認める事項

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員12名をもって構成し、市社協会長が委嘱する。

- (1) 市社協第1種会員（社会福祉法人として社会福祉事業を営業者又はその施設）理事又は評議員 1名
- (2) 市社協第2種会員（民生委員児童委員協議会の代表）理事 1名
- (3) 市社協第3種会員（地区社会福祉協議会連絡協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会の各代表）理事 3名
- (4) 市社協第3種会員（身体障害者福祉協会及び子育て支援団体の各代表）理事又は評議員 2名
- (5) 市社協第4種会員（自治会連絡協議会の代表）理事 1名
- (6) 市社協第5種会員（社会福祉事業についての学識経験を有する者又はその者の参画により協議会運営の円滑な遂行が期待できる者）理事及び評議員 2名
- (7) 市社協常務理事 1名
- (8) 茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課長 1名

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

### (委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

### (委員会の招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間及び委員の任期)

第8条 委員会の設置期間は平成22年6月1日から平成31年3月31日までとし、委員の任期は次の4期とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 第1期：平成22年6月1日から平成25年3月31日まで

(2) 第2期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 第3期：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 第4期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

2 委員に変更があった場合は、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

茅ヶ崎市社協発展・強化計画推進委員会委員名簿  
 (任期：平成25年7月5日又は委嘱の日から平成27年3月31日まで)

委員構成	氏名(敬称略)	
市社協第1種会員(社会福祉法人として社会福祉事業を営業者又はその施設)理事又は評議員	和田 創	
市社協第2種会員(民生委員児童委員協議会の代表)理事	篠原 徳守	委員長
市社協第3種会員(地区社会福祉協議会連絡協議会の代表)理事	浅岡 肇	
同上(老人クラブ連合会の代表)理事	藤野 正次	
同上(ボランティア連絡会の代表)理事	武見 正利	
同上(身体障害者福祉協会の代表)理事又は評議員	戸井田 愛子	
同上(子育て支援団体の代表)理事又は評議員	佐々木 里子	
市社協第4種会員(自治会連絡協議会の代表)理事	細田 勲	
市社協第5種会員(社会福祉事業についての学識経験を有する者又はその者の参画により協議会運営の円滑な遂行が期待できる者)理事	島村 俊夫	副委員長
同上 評議員	井上 安治	
市社協常務理事	村越 重芳	
市保健福祉部保健福祉課長	杉田 司	

平成27年2月1日現在





## 第2次発展・強化計画

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-44 さがみ農協ビル  
TEL. 0467-85-9650 FAX. 0467-85-9651  
Eメール [eboshi@shakyo-chigasaki.or.jp](mailto:eboshi@shakyo-chigasaki.or.jp)  
URL <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp>

平成27年3月発行